

中世日蓮宗における出家受戒について

寺 尾 英 智

(身延山大学)

はじめに

中世の日蓮宗において、僧尼はどの様にして出家得度し、教団の構成員となっていたのであろうか。日蓮宗として独自の出家得度を行っていたことは、京都妙顕寺の事例によって明らかにされている。⁽¹⁾ 妙顕寺には、日霽が具覚に
応永十年(一四〇三)八月二十八日に授与したものを初見として、歴代住持発給の剃髪受戒状が伝えられている。

剃髪受戒事

授与之法諱沙門具覚

右所賜如件

応永十年八月廿八日 日霽(花押)

同様の文書は京都本能寺にも一通が伝わり、天文二十一年(一五五二)八月二十七日付に至るもので合計八通が確認されている。⁽²⁾ このような剃髪受戒状の前提となると考えられるものが、妙顕寺を開創した日像(一二六九―一三四二)の『妙法受持之事』である。本書は、前段の「妙法受持之事」と後段の「袈裟頂戴之事」で構成される。前段

においては、出家者に「上行所伝南無妙法蓮華經」が授けられ、出家者は持つことを誓う。題目の受持は持戒であるとされることから、題目を授けることは授戒を意味することになる。後段においては、出家者に袈裟が授けられる。

『妙法受持之事』では、「妙法受持之事」に「法用可_レ隨時」とした上で、

如我昔所願、今者已満足、化一切衆生、皆令入仏道、於我滅度後、応受持斯經、是人於仏道、決定無有疑、是真仏子、住淳善地、皆成仏道、信力故受、念力故持、現世安穩、後生善処

と『法華經』の方便品・如來神力品・見宝塔品、『法華文句』、『法華經』葉草喻品を基に構成した要文を掲げる。「袈裟頂戴之事」においても、

是善男子善女人、入如來室、著如來衣、坐如來座、当知此人、著慚愧服、諸仏護助、不久当成阿耨多羅三藐三菩提、是真仏々々々、住淳善地、皆成仏道、

と『法華經』法師品および結經である『觀普賢菩薩行法經』、『法華經』見宝塔品を基に構成した要文を掲げる。これらの要文の用いられ方は記されていないが、導師によって誦されたものと考えられている。⁽⁴⁾また、「袈裟頂戴之事」においても、授けられる袈裟がどのようなものであるのか、具体的な記述は見られない。

出家受戒については、京都本能寺・尼崎本興寺を開創した日隆（一三八五―一四六四）が、本果院日朝の質問に答えた『十三問答抄』に「当家受戒作法事」を記している。本書においては、題目の受持即受戒であるとして本門の戒体について論議が展開されているが、

本門上行伝持之要戒更不可_レ用作法受得義云事弥明朗也、
として、具体的な作法については、

但不^レ定^二儀式^一望^レ時依^レ人隨自意作法受得可^レ有^レ之、其段流流家可^レ有^レ之、
と述べるのみである。⁽⁵⁾

そこで本稿においては、日蓮宗における出家受戒の儀礼がどの様に行われていたのか、より具体的な作法について明らかにしたい。

一 出家の作法について

中世における出家受戒の具体的な作法について、ここでは身延山久遠寺の場合を検討する。久遠寺は、日蓮が晩年の九か年を過ごし、入滅後には墓所が営まれた。同寺は日蓮直弟の日向によって受け継がれ、中世には身延門流・日向門流の本寺として発展した。同寺十一世行学院日朝（一二二一―一五〇〇）、日朝の弟子で同寺十二世円教院日意（一四四四―一五一九）は、共に学僧としても活躍し多くの聖教を残している。その一つに、日意の『出家法則』がある。同書は、書名に示されるように、出家得度の法会に際して用いられる式文（法則）であるが、後半部分に具体的な作法についての記述がある。また、日朝の『雑々抄』には、前書には省略されている受持についての記述が見られるのである。そこで、両書を手掛かりとして、身延門流における出家得度の作法を示そう。

『出家法則』⁽⁶⁾の日意自筆本は伝えられていないが、永正三年（一五〇六）日泰筆の写本が茂原市藻原寺に所蔵される。日泰は本書について「私云、日意聖人御作也」と記し、身延山において書写していた。当時の久遠寺住持は日意であったが、日泰は本書の他にも同寺において聖教を書写している。永正七年（一五一〇）日泰は藻原寺の住持となるが、それ以前には久遠寺で研鑽を積んでいたのである。従って、『出家法則』は日意の著作として確実である。⁽⁷⁾

本書は、原表紙の表題に「出家法則」と記されているが、内容から前後二段に分類される。前半部分は「出家受戒法則」と題され、出家受戒の法要において導師が読み上げる式文（法則）が示される（本文については後掲）。後半部分は冒頭に「次出家儀則」とあり、出家受戒の法要に引き続いて行われる出家受戒の儀式における規則、実施方法が記される。

「出家受戒法則」は、神分と表白から構成される略法則である。道場として「閭浮州 扶桑朝 甲斐国 身延山 久遠寺」と示され、久遠寺における法会で用いるための法則であることが明らかである。本文では、日蓮宗の用語が多く用いられている。一例を示すと、

○別法華守護天照太神八幡大菩薩等

○為一天四海皆帰妙法

○妙法蓮華 真浄大法 大恩教主 釈迦如来 証明法華 多宝善逝 本化迹化 諸大薩埵
などである。さらに、

已今当之三説ノ中ニハ 独以_ニ法華_一為最頂_ニ 正像末之四依ノ中ニハ 殊以本化_ニ為津涯_一 多生ノ芳契_ニ至深_ニ 忽列_ニ
上行之末弟_ニ 一乗ノ宿縁不_レ浅_ニ 速_ニ成_ニ要法之受者_一
とあり、出家者が祖師日蓮に連なる者となることが述べられている。従って「出家受戒法則」は、内容からも日蓮宗における法則として構成されていることが明らかである。

「出家得度願主」については、「童子歟、男子歟、女子歟」と注記される。出家する場合、幼童と成人では相違があったと考えられる。また、成人の場合に男女が示され、出家する者の中に女性の存在があったことが知られる。後

述するように、具体的な儀式の作法においても同様の記述が見られる。近世以前の日蓮宗においては、尼僧の存在そのものについて明確ではなかった。具体的な出家者が提示されるものではないが、注意される点である。

なお、法要の次第は、

先、惣礼 次、登高座

次、唄 次、散華

とあり、続いて神分、表白となる。

後半部分の「出家儀則」では、出家者の剃髪、袈裟の授与などについて、具体的な手順が記される。まず、灑水である。これは道場を浄めるためのものではなく、出家者の頭頂に水を灑ぐことで、三度行う。いわゆる灌頂である。師はこの時、如意甘露^(以)の二句、即ち『法華經』授記品の偈頌を誦す。

次いで剃髪である。伴僧が介添えを行い、前髪を結んだりする。師は出家者の後ろに立ち、合掌して題目を三返唱える。そして剃刀を左右に三度づつ当てるが、この時剃刀を当てながら題目を三返づつ唱える。出家者が男の場合は、剃刀を左から当て、女の場合は右から当てる。これは、剃る時も同じである。師は剃刀を当てるだけで、剃り上げるのは伴僧、或いは別人の役目のようであるが、誰人が行うのか記述は見られない。

剃髪の後、在家の男女であれば、そのまま受法が行われる。受法については通常行われている通りであるとして、具体的な記述は見られない。

受法が終わると、袈裟の授与である。授けられる袈裟は、七条袈裟、或いは五条袈裟である。師は三度授け、出家者はこれを頂戴する。この時、師は要文を誦しながら授与を行う。要文は、『法華經』の開經である『無量義經』徳

行品の偈頌である。先ず

大哉大悟大聖主 無垢無染無所著 天人象馬調御師 道風德香薰一切 智恬情怕慮凝靜 意滅識亡心亦寂 永断

夢妄思想念 無復諸大陰界入

まで誦し、続いて同品の

戒定慧解知見生 三明六通道品発 慈悲十力無畏起 衆生善業因縁出

を誦して袈裟を授ける。科文⁽⁸⁾によれば、前者は讃歎偈中の仏身歎の真応二身及び報身、後者は同じく仏身歎の修徳の

三身の部分である。

兒童子の出家の場合には、次第が異なる。出家、即ち剃髪の後、先ず袈裟を授ける。三度授け、出家者が頂戴することは在家の男女の場合と同様である。誦す文も同じである。

次いで袈裟を着けた後、受法となる。受法の儀式は、通常の場合と同様である。「出家受戒法則」においても「童子」の場合の記載が見られたが、これは稚児として既に寺院に入っている者を対象としたものであろう。以上で、「出家儀則」としての具体的な手順の記述は終了している。

ところで、前半部分の法則については、

一段可然仁嚴重ニ儀式設之時、道場ヲ莊嚴シ仏供灯明調之、請ニ衆僧構ニ法会之儀式、法則可談之、
であり、これが不可能な場合には行つてはならないという。従つて、殆どの場合には「出家ノ儀式」即ち後半部分に示された「出家儀則」のみが行われるという。

「出家儀則」の後には、続いて「天台宗出家作法」が記されている。これは、

私云、是ハ仙波之巧海出家作法世間ニ多之、共何不叶心間、以多本ニ加取捨ニ為シ後註置之云云、
というもので、戦国時代における天台宗の出家作法を知る上でも貴重なものであらう。基本的には、剃髪、袈裟授与に続き、三帰、五戒、三聚淨戒を授けるといふものである。この様な作法に対して日意は、

此宗ニハ出家ノ後受法ノ儀式有之、故ニ是可当一切ノ儀式ニ、上ニ如註之餘ナル事不可有之、
と、日蓮宗においては出家、即ち剃髪の後に受法の儀式が行われるが、この受法が一切の儀式に当たるので、天台宗に見られる様々な儀式は行わないと述べている。天台宗における三帰、五戒、三聚淨戒を授けることに換わるものが、受法であるということになる。この受法が受持を意味することは、日像の「妙法受持之事」⁽⁹⁾の裏書に「受法之時」と記されることから知られる。

二 受持について

日意の「出家儀則」では、受法について「如常」とあるのみで、記述が省かれていた。日意の師である日朝の『雑々抄』⁽¹⁰⁾には、受持作法について記述があり、その概略を知ることができる。本書は、内題下に「応仁三〔己丑〕正月初一日初」と筆立ての日付が記され、文明二年（一四七〇）六月十四日付の本奥書もあり、日朝の著作として成立年次が明確である。日意は本書を同八年（一四七六）七月二十一日に書写しており、日意にとっても周知の著作であったといえる。茂原市藻原寺に天文二十三年（一五五四）書写筆者未詳の写本が所蔵される。

『雑々抄』では、「受持作法事」「授ル法駄事」「在世滅後ノ受持ノ事」の三項目に亘って受持について記述される。儀式については「如常途也」と記されているが、具体的な手順についても言及されている。

導師は着座する。この時の心持が示される。導師は、釈尊が上行菩薩に授けた内証の秘法を師資伝来して胸中に収め、眼前の受者にたしかに授与して仏種を心田に植えるのであるという。受者は、先ず本尊を三度礼拝し、次いで導師に向かって三度礼拝し、その後右膝を着地して受持が行われる。胡跪坐であらう。

導師は受者に対して「妙法蓮花経如来寿量品本門寿量戒牒ヲ持ヤ否ヤ」と三度授け、受者は「持申」と三度答える。ここで授けるのは「法体」であり、このように授けることは三大秘法を授けることであるという。即ち、

妙法蓮花経ト申ハ題目ノ五字也、如来寿量品ト申ハ本門ノ本尊也、本門寿量ノ戒牒ト申ハ本門ノ戒旦也、

と、本門の題目、本門の本尊、本門の戒壇に配当されるという。次いで、導師は題目を三度授け、受者は導師と同様に題目を三返唱える。

「妙法蓮花経如来寿量品本門寿量戒牒」、次いで題目を授ける時、併せて『法華経』の経巻を授けることが行われる。先ず第六巻を執り、三大秘法を授けるときに受者への頂戴が行われる。これは、「三大秘法ハ久遠証明ノ法牒ニシテ寿量品ニ説顯処ノ法門」であることから、如来寿量品第十六が含まれる第六巻であるという。次いで題目三返の時、第六巻を放たずに余の七巻を併せて一部経として、頂戴を行う。これは、題目が「一部八巻ノ肝心タル義ヲ顯シ玉フ」からであらうとする。

このような受持の儀式は、他宗から日蓮宗に転じる改宗の場合にも行われている。天文二十四年（一五五五）の書写奥書がある『受持之法則⁽¹¹⁾』には、

方今 娑婆世界扶桑朝 身延山久遠寺 於此靈場 辞台嶺門葉 入応時門室 其意趣如何者

とあり、天台宗からの改宗であることが分かる。改宗に伴う受持の儀式が行われ、法要が営まれたのである。「若尔

者大法師」とあり、改宗したのは僧であった。既に出家している他宗の僧（尼）が日蓮宗に改宗する場合には、新たに受持が必要とされていたのである。

前述したように、出家の儀式において受持は受戒に換わるものと意識されていた。この様な点について、越後本成寺を門流の本寺として活動した日陣（一三三九―一四一九）が応永十八年（一四一一）に記した『授戒之作法⁽¹²⁾』では、次のように記されている。

授戒之作法

蓮祖大聖人作文三大秘法抄并十重禁抄、為正意古来当流口伝云云、

一、自今身至仏身末法相応上行所伝本門寿量品之簡心名体宗用教具足是好良藥南無妙法蓮花經能持否、能持受者唱之、^(肝力)

一、自今身至仏身末法相応上行所伝久遠之十善戒能持否、能持受者唱之、

一、自今身至仏身末法相応上行所伝本門之大曼荼羅能持否、能持受者唱之、

一、具之上下種之相承極テ此旨可得心也、

（略）

応永十八年（辛卯）八月五日 日陣（花押）

日陣は、授戒として「末法相応上行所伝本門寿量品之簡心名体宗用教具足是好良藥南無妙法蓮花經」「末法相応上行所伝久遠之十善戒」「末法相応上行所伝本門之大曼荼羅」を掲げるのである。これは日朝の『雑々抄』において「妙法蓮花經如来寿量品本門寿量戒牒」を三大秘法であるとする⁽¹³⁾ことと、基本的に同様であるといえよう。

おわりに

日意、日朝の著作を主にして、中世の日蓮宗における出家受戒の作法について紹介してきた。具体的には、剃髪・袈裟の授与と共に受持によって儀礼が構成されていた。僧尼が他宗から改宗する場合においても、受持は必要とされしており、日蓮宗における独自の出家儀礼であった。また、これらの儀礼に先立って、法則が用いられる法要が行われる場合もあった。

ところで、日意の「出家儀則」では、妙顕寺における剃髪受戒状などのような出家受戒を証明する文書の授与は見られない。このような文書は、管見の限り妙顕寺・本能寺の事例の他には知られていない。日蓮宗においては、師から弟子に曼荼羅本尊が授与されるが、出家受戒に伴う事例も明らかではない。今後の調査に俟つが、検討するべき点である。

○茂原市藻原寺所蔵『出家法則』
（元表紙）「出家法則」

出家受戒法則

先、惣礼 次、登高座／次、唄 次、散華

神分

抑出家得度之庭滅罪生／善之砌為喰受法味証明功／徳冥衆定来臨影響／給覧

然則／奉始梵天帝釈四大天王三界／所有天王天衆日月五星諸宿／曜等閻羅王界冥官冥／衆惣日本國中三千余座大／小神祇別法華守護天照太／神八幡大菩薩等乃至年内行役／流行神等至各々法衆莊嚴／威光倍增御為 妙法経名（へん）／

一切神分^ニ一乗妙典^ハ丁^ノ為^ス三國伝灯大師等増進仏道^ハ御^ノ丁^ノ為^ス一天四海皆帰妙法^ハ一乗妙典^ハ丁^ノ為^ス寺中
安全人法不退^ハ妙法経名^ハ丁^ノ為^ス施主安穩所願成就^ハ一乗妙典^ハ丁^ノ為^ス乃至法界平等利益^ハ妙法経名^ハ丁^ノ
慎敬白^ハ妙法蓮華 真淨大法^ハ大恩教主 釈迦如来^ハ証明法華 多宝善逝^ハ本化迹化 諸大薩埵^ハ身子目連 諸賢聖
衆^ハ發起影響 当機結縁^ハ仏眼所照 微塵刹土^ハ一切常住 三宝境界

而云 方今^ハ閻浮州 扶桑朝^ハ甲斐国 身延山^ハ久遠寺 於此道場^ハ出家得度願主^ハ童子歟 男子歟^ハ
抽一心清淨之丹誠^ハ調三業不亂之威儀^ハ刷出家受戒之儀則^ハ事アリ其旨趣如何^トナレハ

夫^ハ鬢髮是輪廻之初章^ハ生死業縛之得繩^{ナリ}剃髮是得道之先陣^ハ涅槃解脱之指南^{ナリ}何^ソ求^レ之不修^之乎

就^ニ中^ノ北州之長寿^ハ似^レ樂^ニ特^ニ其期^ニ有^ニ苦惱^ニ南浮之不定^ハ似^レ苦^ニ不^レ知^レ終^ヲ還^テ無^レ憂^ニ雖然情案^ル果報^ハ
如^ハ蜉蝣^ハ壽命^ハ如^ハ電光^ハ誰成^ニ常住^ニ思^フ何^ニ住^ニ快^ニ樂^ニ情^ニ

爰知^ハ六趣之流転者^ハ恩愛不改^ノ心^ヲ為^ス基^ハ三界之出離者^ハ出家無為^ノ道^ヲ為^ス始^ハ爭不求^ニ発心得度儀則^ニ乎^ノ仍訪^レ
古^ハ醉酒^ハ婆羅門者^ハ以^ニ狂心^ニ出家^ニ為^ス得道^ノ門^ト好戲^ノ婦女等者^ハ着^ニ娼戲^ニ法衣^ニ為^ス得果^ノ主^ト何況^ハ於清淨無

二之発心^ニ乎

依^ニ之^ノ三世之諸仏者^ハ摩^ニ頂^ニ出家之人^ニ十方之薩埵者^ハ守^ニ護^ニ玉^ヲ得度之家^ト

是故^ニ惜^ニ浮囊^ニ於羅刹^ニ人^ハ早渡^ニ生死之大海^ト慎^ニ油鉢^ニ於商客^ニ輩^ハ速^ニ到^ニレリ^ニ涅槃之彼岸^ト

兼又^ハ已今当^ニ之三説^ノ中^ニハ^ノ独^ニ以^ニ法華^ニ為^ス最頂^ト正像末之四依^ノ中^ニハ^ノ殊^ニ以^ニ本化^ニ為^ス津涯^ト多生^ノ芳契至^テ深^{シテ}忽
列^ニ上行之末弟^ニ一乗^ノ宿縁不^レ淺^ニ速^ニ成^ニ要法^ノ之受者^ハ不可不信^ノ不可不憑

慎^テ辞^ニ惡友^ニ可^レ止^ニ生死之迷^ト願^テ求^ニ善友^ニ不^レ期^ニ涅槃之悟^ト

重乞^ハ善根無辺之功徳^{ナレハ}者^ハ上至有頂^ニ下及苦城^ニ共利同益乃至法界云云

啓白言短三宝知見^シ玉^ハ三丁^ノ

(以下略)

註

(1) 松村寿巖「中世日蓮宗における行儀」(『日蓮宗儀礼史の研究』平楽寺書店、二〇〇一年、初出は一九八三年)、松尾
剛次「日蓮門下の入門儀礼システム」(『新版鎌倉新仏教の成立』吉川弘文館、一九九八年)。

中世日蓮宗における出家受戒について(寺尾英智)

- (2) 松尾剛次、前掲書。松尾氏は、この様な文書を、国家的な度縁に対して日像門下の私的な度縁であるとする。
- (3) 京都妙顕寺所蔵。『日蓮宗宗学全書』第一九卷 一七〇八頁。なお、『妙法受持之事』については、朗源（一三二六～七八）が作成し日像に仮託したものであるとの説が、最近になり提起されている。坂井法暉「日像上人伝承考」（『興風』第一九号、二〇〇七年）二四頁以下参照。
- (4) 松村寿巖、前掲書。
- (5) 『日蓮宗宗学全書』第八卷 四七〇～一頁。
- (6) ここでは紙幅の都合で『出家法則』のうち「出家受戒法則」の部分のみを紹介した。本書の全文については、別に紹介する予定である。
- (7) 拙稿「中世日蓮宗寺院における造像活動について——茂原藻原寺の場合——」（『千葉県史研究』第一一号別冊 中世特集号、二〇〇三年）。
- (8) 法華経普及会編『真訓両読妙法蓮華経並開結』（平楽寺書店、一九二四年）科段参照。
- (9) 「妙法受持之事」は、『日蓮宗宗学全書』第一九卷に収録されるが、裏書は未収録。
- (10) 『千葉県史料 中世篇 諸家文書』（千葉県、一九六二年）二一七～二一九頁に奥書を収録。本書については、別に紹介する予定である。
- (11) 茂原市藻原寺所蔵。本書については、別に紹介する予定である。
- (12) 三条市本成寺所蔵。『日蓮教学研究所紀要』第二二号 口絵写真に掲載。

付記

『出家法則』『雑々抄』『受持之法則』の調査に当たっては、藻原寺並びに関係各位の御高配を頂いた。記して感謝申し上げます。